

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第8号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>犯罪被害者支援</u>に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>犯罪被害者対策</u>に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
<p>（生活安全企画課の所掌事務）</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>（生活安全企画課の所掌事務）</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。</u></p> <p>(7) <u>質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること。</u></p> <p>(8) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u></p> <p>(9) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平</u></p>

